

令和 7 年 第 2 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 26 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

2. 開催場所 茅野市役所 大ホール

3. 出席委員 26 名

農業委員 (17 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登			
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
1	委 員	宮澤 あゆみ	10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員 (9 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 1 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(6 番:伊藤利幸、7 番:渡邊公人)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について(8件)

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(10 件)

議案第 7 号 農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について
（25 件）

議案第 8 号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
（1 件）

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮
事務局次長 五味 義人
主 任 和氣 高史

7. 会議の概要

会長代理	皆さん大変お疲れ様でございます。定刻となりましたので、これより令和 7 年度茅野市農業委員会第 2 回の総会を開催いたします。よろしくご審議お願いいたします。 それでは総会の開会に先立ちまして、本日の成立宣言を行います。本日は農業委員 1 名欠席ということですが、この総会は成立することを宣言いたします。 それでは次第に従いまして、1. 農業委員会会長招集あいさつ、ということで牛山会長よりお願いいたします。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	皆さん、こんにちは。2月に入ったということですが、開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。例年ならもう雨水も過ぎて大地が動き出す、そんな頃かと思いますが、今年は立春後の2回の寒波もありまして、まだかなり土が硬い、そんな状況かと思いますが、しかし一方では、徐々に春が近づいているということで、眠っていた植物が芽を出して、草もそろそろ出てきている、そんなことも確認ができていますかと考えています。いずれにしても、今年の農作物が、天候不順ではありますが、順調に生育して農業をやっていく人たちの生活が潤う、そうになっていけばいいかなと願ってやみません。今年の米騒動というものもまだ続くかもしれませんけど、いずれにしても、農業における適正価格というものがどんなふうに示されているのかというのは、やはり今後注視していかなければならないのかなと思っております。 現状を変えて、健全な農業農村を取り戻すということで我々はこの3年間地域計画というものを通じてやってきたわけではありますが、今後皆さんとともに、あと 2 回ではありますけど、それが終わった後でもどこかで皆さんと一緒に頑張っていければと思っております。ぜひ皆さん方も、先月も言いましたけれども、10年後になった時にあの時自分たちが一緒に関わってきてよかったという農業農村地帯になれば、茅野もかなり活気ついていくんじゃないか

	などと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。残りの期間についても、わずかではありますが、終わった後でもぜひ皆さん方で支えていただきますようお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして主要会務報告についてということで、引き続き、牛山会長お願いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、本日の議事録署名委員の選任を行います。本日は6番の伊藤利幸さん、7番の渡邊公人さんよろしくお願いいたします。 それでは、総会の公開についてということで、会長よろしくお願いいたします。
4. 総会の公開について	
会長	本日の審議内容につきましては、個人的な情報が入っていますが、原則公開として進めたいと思います。 本日の審議事項は事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は3条8件、5条10件となっております。 また、農用地利用集積計画の賃貸借設定が25件、一括方式が1件となっております。 公開としてもよいと判断される委員さんは挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。 (傍聴者なし)
5. 審議	
議長	それでは審議の方を進めさせていただきます。スムーズな審議にご協力をお願いいたします。早速ですが審議事項第5号、農地法第3条の規定による許可申請から順次、事務局より説明願います。
次長	【申請番号1について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
3番委員	2月22日、委員3名で現地確認に行ってきました。申請地は福沢公民館南東100メートルほどの住宅地の中にある306㎡です。長年近隣の方が畑として、譲渡人より借りて野菜を作っていました。現地は地目田ですが畑として耕作されていました。譲渡人は5年前に夫を亡くし、後継者もなく、79歳という高齢であることから、申請地を譲受人に売り渡すこととなりました。譲受人は申請地の隣地に居住しており、トラクター1台、稲刈りバインダー、ハ

	ーベスタ各2台を所有して農業に従事しています。申請地は田または畑として利用することです。本人は農業経験を3年積んでおり、農業に高い関心を持っております。この所有権移転は、問題なしと見てまいりました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	2月 22 日委員3名で現地確認に行ってきました。申請地は、下古田公民館の東 250m ほどのバイパス脇の 1,059 m²です。申請地の枯れ草の状況から見て去年は耕作されなかったと思われますが、トラクターで耕せば水田として利用できると見ました。譲渡人は人手不足なので、農地を譲渡したいと考え、稲作面積を増やしたいということである譲受人に贈与することとなりました。譲受人の農作業歴は 30 年、トラクター、田植え機、コンバインを 1 台ずつ所有しています。この所有権移転は問題なしと見てまいりました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	2月 22 日に玉川委員3名により現地を確認しました。申請地は案内図3-3をご覧ください。小泉山信号機北に位置する第二種農地です。人手がなく、耕作や管理が困難となっていました。荒れ地となっていました。譲受人の要

	望に応じ手放すことにしました。受人は自家用の野菜を作るための土地を探していたところで、また母親が経営している店に近い場所に規模・予算とも満たす場所があったので、購入を決めました。現地を確認しましたところ、交差点脇の数十年耕作がされず木が茂っていた場所で、現在は木を伐採し畑地になっており、すぐに耕作が始められる状況でした。受人の機械労働力も問題なく、この所有権移転売買は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
5 番委員	2 月 23 日に金沢地区委員 2 名で現地確認を行いました。調査箇所は案内図 3-4 をご覧ください。地目は畑 2 筆で、現状は遊休農地です。譲渡人は人手不足で耕作が困難なため、売却ご希望。譲受人は隣の畑への進入路の確保、耕作の利便性のため、購入を希望しています。譲受人は、機械もあり、知識・技術もあります。この所有権移転は問題ないと見てきました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
21 番委員	2 月 23 日、金沢地区委員 2 名で現地確認をしてまいりました。申請地は案内図 3-5 をご覧願います。旭ヶ丘地区の南側に位置する面積 682㎡の

	土地で地目は畑ですが、現況は水田として使用されています。譲渡人は市内在住の方で高齢のため耕作するのに手不足となっています。譲受人は申請地の近くに居住しており、新しく農業を始めたい方です。作付け作物は引き続き水稻を予定しています。営農計画書も提出されており、当初は自給的兼業を予定されています。農機具の所有につきましては草刈り機を所有、耕運機はリースする予定となっております。また地域との水利等の取り決め、共同利用施設の取決等を遵守していきます。よってこの所有権移転は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議願います。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 5 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
9 番委員	22 日に北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。申請地は、地図 3-6 のとおりです。申請地は綺麗に耕作管理されていました。譲渡人、譲受人ともに地元の方です。譲渡人は市外に勤めており手不足で耕作困難のためこの土地を手放したいとのこと。譲受人はこの土地を取得し、経営規模の拡大を図りたいとのこと。家族とともに長年林業・農業に携わっており、耕作能力に問題はなく、地域との関係も良好です。この売買については問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 6 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 7 についてお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。

9 番委員	2 月 22 日に北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。申請地は、地図 3-7 のとおりです。譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、市外に住み農業経験もなく耕作困難ということです。譲受人は先程の 3-6 と同一の方で経営規模の拡大を図りたいとのこと。申請地には一部農地として再生困難と見られる土地もありましたが、譲受人がまとめて管理していく予定とのことであるため問題なしと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 7 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 8 についてお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
7 番委員	2 月 22 日に北山地区委員 4 人で現地調査を行いました。位置図 3-8 にありますように、芹ヶ沢地区の子之神社の近くにあります。渡人は、2 人とも高齢及び遠方であり、耕作ができません。受人は近くに農家を購入し、3 月中旬頃入居の予定です。近くに耕作地を購入して、直売所等に販売することを予定しております。東京等で農作業の経験があり、認定新規就農者を取得する予定です。機械等は、トラクター、マルチャー、ねぎ管理機などを購入予定で、取得要件を満たしていると思います。荒廃地になりかねないと危惧していたところ、申請地の近くの受人が、耕作をしてくれることになりました。現地を確認しましたが、この売買には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 8 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 8 は原案通り決定いたします。
議長	それでは続きまして議案第 6 号、5 条の許可申請に移っていきます。申請

	番号 1 から説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	2月 22 日ちの地区担当 2 名で現地を確認しました。申請地は、案内図 5-1 をご覧ください。永明寺山墓地公園入口道路から東側に 50m から 100m 入ったところになります。渡人はお2人になりますが、会社勤めおよび高齢により管理が困難となり、譲受人に相談したところ、宅地分譲により需要が見込めるということで話がまとまりました。隣接農地の方へは説明済みです。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、区域境については擁壁および境界ブロックを施工する計画になっております。その他被害防除措置等に問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
10 番委員	別紙で添付いただいているような形で、1月の時点ではこの建物が図面向かって左側に農地があるんですが、その土地に対してぎりぎりのような形の配置で3階建てのアパートが建つということでした。今回については駐車場を農地側に付けているということで、日照上問題ないかなということになります。持ち主の方からも、承諾しましたという報告をいただいております。被害防除措置等問題ないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。 なおこの問題につきましては、今後もこういうことが出てくると思いますが、

	やはり農業者の立場になって、我々が代表して意見を付けるというのが一番の使命かと思いますので、ぜひ今後ともそんなことを次の方にも引き継いでいただくようお願いいたします。大変いい審議内容だと思いました。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
15 番委員	2月 21 日地区委員4名で現地調査をしまいいりました。案内図 5-3 にありますように神社の申請になりますが、現地を見ますと、神社の田んぼのような、いわゆる神田のような形になっています。渡人はこの隣に2反歩ほどの田を耕作してしまして、コンバイン等の機械も入り耕作をしております。しかしこの土地は田植えからすべて手作業で負担となっていました。神社の駐車場として使用したいとの申し出があり、今回の申請になったものです。なお受人の神社は、神社庁の承認を受けた法人で、代表、役員の方は、いわゆる宮司さんであります。また違う方法としては行政区で所有する方法もありますが、中河原区は地縁団体の許可を取っておりませんので、このような神社での所有ということでの申請になりました。この申請は問題ないと思われるので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	2月 22 日委員3名で現地確認に行ってきました。申請地は上場沢地区の茅野北杜葦崎線の東側脇になります。譲受人は、現在市外で生活していますが、家族との同居で手狭になったこと、現在の住宅の地盤が、軟弱で不安があることから、住宅を建築して移住できる先を探していました。譲渡人は2名です。申請地の8割を所有している方は遠方に住んでおり耕作が困難、2割を所有している方は高齢、また狭い土地で耕作しづらいということで、所有権移転することとなりました。雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道に接続。水路を挟んで隣接農地がありますが、本年2月4日に説明済み、境界確認済みです。家屋建築場所が、北隣の家屋に近すぎではないかと思

	われましたが、ちょうど現地にいた建設会社従業員に確認したところ、法律に違反しない距離を取っていることと、北隣家屋の南側には、今回建築する家屋の平屋部分があたるということの説明を受けました。この所有権移転は、問題なしと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	2 月 22 日に玉川委員 3 名により、現地を確認しました。申請地は案内図 5-5 をご覧ください。渡人は高齢化に伴い、農業経営の縮小を考えていました。娘夫婦が住宅用地を探していたので、近所に住んでくれると、老後の生活が安心であるため、協力することにしました。受人は現在アパートで暮らしていますが、子供の成長にともない手狭となったため、住宅用地を探していたところ、妻の実家から申請地を借りることができました。現地を確認しましたところ、市道沿いの住宅地域に隣接し、水路もなく、隣地との境界確認も済んでおり、被害防除措置も適切です。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 5 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
議長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	2 月 22 日に玉川地区委員 3 名にて現地調査を行いました。案内図 5-6 をご覧ください。申請地は地図のとおりです。農業振興地域内の農用地区域白地、畑 2 筆 536 m²で、東側と西側が畑、南側は市道、北側は渡人の農地で、住宅建設の計画です。渡人は遠方で暮らしていて土地の処分を相談していたところ受入との話がまとまり渡すこととしました。受人は市内でアパー

	ト暮らしをしています、子育てを考え住宅を建てることとしました。用地を探していたところ、条件の合った土地のため購入を決めました。現地を確認しましたが、周辺農地の所有者には転用計画の事前説明がされています。雨水排水は敷地内に集めて地下浸透、汚水の排水は下水道へ接続します。構築物の建設を伴いますので、隣地境界から適切な距離を離して建設します。2階建てで隣接地への日照は軽微でその他被害防除措置は適切です。今回の所有権転用は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 6 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	2 月 22 日に玉川地区委員 3 名にて現地調査を行いました。案内図 5-7 をご覧ください。申請地は地図のとおりです。農業振興地域内の農用地区域白地、田 1 筆 342.87 m ² で、東側が水田、南側・北側は渡人の農地、西側は市道で、農家住宅建設の計画です。渡人は、息子が農業を継いでくれることになり、技術や経営を教えるため圃場に隣接する土地を農家用住宅として建てることとしました。受人は結婚を機に父の農業を引き継ぐことを決め、圃場近くに住宅を建てることを希望したことから父親より農家住宅用用地を譲渡してもらうことが決まりました。現地を確認しましたが、周辺農地の所有者には転用計画の事前説明がされています。雨水排水は敷地内に集めて地下浸透、汚水の排水は下水道へ接続します。その他被害防除措置は適切です。今回農家用住宅建設をしても問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 7 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 7 番は原案の通り決定いたします。

議長	続きまして申請番号 8 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	2 月 22 日に玉川地区委員 3 名にて現地調査を行いました。案内図 5-8 をご覧ください。申請地は地図のとおりです。農業振興地域内の農用地区域白地、田 1 筆 811 m ² で、東側が宅地と畑、南側は公衆道路、北側は水田、西側は畑で、建売住宅建設の計画です。渡人は市内在住、農地を相続したが耕作も管理もできなくなり処分を検討していました。受人は市内で不動産業を営んでおり、眺望がよく広めの家庭菜園が確保できる土地を探していました。両者の条件が満たす土地があったので、宅地用地として購入することとなりました。現地を確認しましたが、周辺農地の所有者には転用計画の事前説明がされています。雨水排水は敷地内に集めて地下浸透、汚水の排水は下水道へ接続します。その他被害防除措置は適切です。今回建売住宅建設をしても問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 8 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 8 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 9 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	2 月 22 日に玉川地区委員 3 名により現地を確認しました。申請地は案内図 5-9 の地図のとおりです。渡人は農地を相続しましたが、県外で暮らしているため耕作や管理が困難になっており手放すことを決め、受人である不動産会社に相談していました。受人は市内の不動産会社で、申請地の立地から学校、保育園、病院、大型スーパー等に近接し、住環境が良いので、子育て世代の宅地用として購入することを決めました。現地を確認しましたところ、住宅と公民館に囲まれた農地で、隣地との境界確認も済んでおり、隣接住居への日照の問題もなく、被害防除措置も適切です。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。

	(質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 9 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 9 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 10 について説明をお願いします。
	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
12 番委員	2 月 23 日地区委員にて現地に行ってまいりました。譲渡人は、当初の計画後敷地の造成を進めていましたが、体調を崩すなどして計画を実行できなくなりまして、現在に至っております。高齢でもあり、今後、計画実現の見込みがないことから、売却をしたいと考えております。また受人は、申請地に隣接する土地住宅を前所有者の相続人である譲渡人より取得し、会社の保養所として運用しているが、同人により申請地も譲り受けて欲しいとの要望があり、庭園などとして利用していけたらいいのではないかと考えております。ご審議よろしく願います。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 6 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 10 番は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続いて議案第 7 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」についてお願いします。事務局の方で説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から申請番号 25 について議案書をもとに一括で説明】
議長	ただいま申請番号 1 から申請番号 25 について議案書を一括で説明をしていただきました。これについて質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。議案第 7 号につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により議案第 7 号の利用権設定については原案の通り決定いたします。

議長	次に、議案第 8 号「農地利用集積計画(一括方式)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ありましたら挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 1 につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。

令和 7 年 2 月 26 日

議 長

委 員

委 員